

資 源 物 分 別 収 集 計 画

(第 10 期 分別収集計画)

(容器包装リサイクル法関係)

令 和 4 年 6 月

八女西部広域事務組合

目 次

	頁
1. 計画策定の意義	 1
2. 計画の基本的方向	 1
3. 計画期間	 1
4. 対象品目	 2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	 2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	 3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	 4
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み （法第8条第2項第4号）	 5
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	 11
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	 11
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	 12
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 （法第8条第2項第7号）	 19

1. 計画策定の意義

八女西部広域事務組合は、福岡県南部に位置する八女市・筑後市・広川町・大川市・大木町の3市2町で構成され、北部は久留米都市圏、南部は大牟田都市圏内と接している。

総面積は、614.22km²であり、県南を東西に横断しており、西は佐賀県、東は大分県・熊本県に接している。

ごみ処理の現状としては、八女市・筑後市・広川町の可燃ごみ及び可燃性粗大ごみについては平成12年4月に稼動を開始した八女西部クリーンセンターのごみ熱分解・燃焼熔融施設(220t/日、全連続)において処理しており、大川市・大木町の可燃ごみ及び可燃性粗大ごみについては大川市清掃センターで焼却している。

また、不燃ごみ及び不燃性粗大ごみについては八女西部クリーンセンターの不燃・粗大ごみ処理施設(50t/日)で処理を行っており、最終処分に関してはごみ熱分解・燃焼熔融施設から発生した脱塩残渣固化物を八女西部立花最終処分場に埋め立てている。

一方、資源ごみについては、平成12年4月に稼動を開始した八女西部リサイクルプラザを資源化の拠点施設として、ごみゼロ・循環型社会形成に向けた取組みを住民・事業者・行政各自の立場において実施しているところである。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、循環型社会を形成することを目的として、その具体的な推進方策を明らかにするとともに、住民・事業者・行政等関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2. 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たり、次のとおり基本的方針を示す。

- (1) 地域の環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の管理・運営
- (2) 住民・事業者・行政が一体となった容器包装廃棄物の排出抑制及び資源再利用の促進
- (3) 質の高い分別収集の推進
- (4) 施設の見学等を通じた環境教育の充実
- (5) 地域特性を活かした資源循環型社会の形成

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、法第8条1項に基づき3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶・アルミ缶・無色びん・茶色びん・その他びん・飲料用紙パック・段ボール・ペットボトル・トレイを対象とする。

筑後市、大川市及び大木町については、その他プラスチック製容器包装も対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t/年)

年 度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	8,227	8,145	8,063	7,983	7,903

【内訳】

年度 市町	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
八 女 市	2,812	2,767	2,722	2,677	2,632
筑 後 市	2,313	2,306	2,298	2,291	2,284
広 川 町	917	913	910	907	903
大 川 市	1,519	1,496	1,472	1,447	1,423
大 木 町	665	663	662	661	660
計	8,227	8,145	8,063	7,983	7,903

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のために、以下の方策を実施する。

なお、方策の実施にあたっては、本組合を構成する各市町の行政・住民・事業者がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

また、地域にあたっては、環境指導員等を中心とした町内会・子供会等、各団体のボランティア活動による地域の環境美化及びごみ減量化運動を積極的に推進する。

(1) 啓発活動の充実

- ① 広報・ホームページ及びごみ減量啓発用チラシ等の作成・配布により、マイバッグ持参推進など、ごみ排出抑制の啓発活動を行う。
- ② 住民及び事業者に対して、ごみの適切な分別排出方法を積極的に周知し、より質の高い再資源化を促進する。
- ③ ごみ処理施設の見学会等を活用し、ごみ排出量及び再資源化量の推移や処理経費など、ごみ処理の厳しい状況について情報を提供し、ごみ減量・再資源化について理解と協力を求める。
- ④ 再利用可能な古着・家具・自転車などを住民に展示・還元する機会を設け、ごみ排出抑制の啓発とする。
- ⑤ 地域による集団回収を推進し、活動組織の活性化を図る。

(2) 事業者への協力要請

- ① 詰め替え可能な商品及びリターナルブル容器を用いた商品の積極的な販売の要請を行う。
- ② 容器包装の店頭回収やマイバッグ持参推進等による包装の簡易化などを要請していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

構成市町の収集体制、住民の協力度合い及び八女西部リサイクルプラザの処理能力等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄、収集に係る分別の区分を中欄、排出の基準を右欄のとおり定める。

分別収集する容器包装の種類	分別の区分	排出の基準
主として鋼製の容器 主としてアルミニウム製の容器	缶類 (飲料及び食品用缶等)	・中身を空にして洗浄する
主としてガラス製の容器	びん類 (飲料及び食品用 ガラスびん等)	・キャップを外し、中身を空にして洗浄する
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック	・中身を空にし、開いて洗浄する
主として段ボール製の容器	段ボール	・テープ・留め金等を外し、平たくする
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル (清涼飲料、しょうゆ等特定調味料、酒類)	・キャップを外し、中身を空にして洗浄する ・ラベル、シール、テープ類は剥がしておく
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	・洗浄する
	その他プラスチック製容器包装	・異物を除去し洗浄する

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

【組合全体】

(単位：t/年)

年 度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
缶	スチール缶	45		44		44		42		42	
	アルミ缶	83		82		82		80		80	
びん	無色	340		337		334		329		326	
		340	0	337	0	334	0	329	0	326	0
	茶色	272		270		267		264		261	
		272	0	270	0	267	0	264	0	261	0
	その他の色	144		143		142		140		140	
		144	0	143	0	142	0	140	0	140	0
紙類	飲料用紙パック	21		21		20		19		19	
	段ボール	140		139		137		136		135	
プラスチック	ペットボトル	130		130		127		126		125	
		66	64	66	64	65	62	64	62	63	62
	その他プラスチック製容器包装	523		537		536		550		550	
		522	1	536	1	535	1	549	1	549	1
	(うち白色トレイ)	5		5		5		5		5	
		5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
計		1,698		1,703		1,689		1,686		1,678	

※枠内下段 左側：指定法人引渡量 右側：独自処理量

構成市町村の内訳

【八女市】

(単位：t/年)

年 度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
缶	スチール缶	15		15		15		14		14	
	アルミ缶	29		28		28		27		27	
びん	無色	125		123		121		119		117	
		125	0	123	0	121	0	119	0	117	0
	茶色	100		98		97		95		93	
		100	0	98	0	97	0	95	0	93	0
	その他の色	53		52		51		50		50	
		53	0	52	0	51	0	50	0	50	0
紙類	飲料用紙パック	4		4		3		3		3	
	段ボール	23		23		22		22		22	
プラスチック	ペットボトル	40		40		39		38		38	
		20	20	20	20	20	19	19	19	19	19
	その他プラスチック製容器包装	4		4		4		4		4	
		3	1	3	1	3	1	3	1	3	1
		3		3		3		3		3	
		(うち白色トレイ)	3	0	3	0	3	0	3	0	3
計		393		387		380		372		368	

※枠内下段 左側：指定法人引渡量 右側：独自処理量

【筑後市】

(単位：t/年)

年 度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
缶	スチール缶	13		13		13		12		12	
	アルミ缶	24		24		24		24		24	
びん	無色	87		87		87		86		86	
		87	0	87	0	87	0	86	0	86	0
	茶色	70		70		69		69		69	
		70	0	70	0	69	0	69	0	69	0
	その他の色	37		37		37		37		37	
		37	0	37	0	37	0	37	0	37	0
紙類	飲料用紙パック	10		10		10		10		10	
	段ボール	27		27		27		27		27	
プラスチック	ペットボトル	35		35		34		34		34	
		18	17	18	17	17	17	17	17	17	17
	その他プラスチック製容器包装	300		300		300		300		300	
		300	0	300	0	300	0	300	0	300	0
	(うち白色トレイ)										
計		603		603		601		599		599	

※枠内下段 左側：指定法人引渡数量 右側：独自処理量

【広川町】

(単位：t/年)

年 度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度		
缶	スチール缶	3		3		3		3		3		
	アルミ缶	5		5		5		5		5		
びん	無色	31		31		31		31		31		
		31	0	31	0	31	0	31	0	31	0	
	茶色	25		25		25		25		25		
		25	0	25	0	25	0	25	0	25	0	
	その他の色	13		13		13		13		13		
		13	0	13	0	13	0	13	0	13	0	
紙類	飲料用紙パック	2		2		2		2		2		
	段ボール	11		11		11		11		11		
プラスチック	ペットボトル	9		9		9		9		9		
		5	4	5	4	5	4	5	4	5	4	
	その他プラスチック製容器包装	2		2		2		2		2		
		2	0	2	0	2	0	2	0	2	0	
		(うち白色トレイ)	2		2		2		2		2	
			2	0	2	0	2	0	2	0	2	0
計		101		101		101		101		101		

※枠内下段 左側：指定法人引渡量 右側：独自処理量

【大川市】

(単位：t/年)

年 度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
缶	スチール缶	9		8		8		8		8	
	アルミ缶	16		16		16		15		15	
びん	無色	67		66		65		63		62	
		67	0	66	0	65	0	63	0	62	0
	茶色	53		53		52		51		50	
		53	0	53	0	52	0	51	0	50	0
	その他の色	28		28		28		27		27	
		28	0	28	0	28	0	27	0	27	0
紙類	飲料用紙パ ック	4		4		4		3		3	
	段ボール	67		66		65		64		63	
プラスチック	ペットボトル	32		32		31		31		30	
		16	16	16	16	16	15	16	15	15	15
	その他プラスチック製容器包装	30		30		30		30		30	
		30	0	30	0	30	0	30	0	30	0
	(うち白色トレイ)										
計		306		303		299		292		288	

※枠内下段 左側：指定法人引渡量 右側：独自処理量

【大木町】

(単位：t/年)

年 度		5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
缶	スチール缶	5		5		5		5		5	
	アルミ缶	9		9		9		9		9	
びん	無色	30		30		30		30		30	
		30	0	30	0	30	0	30	0	30	0
	茶色	24		24		24		24		24	
		24	0	24	0	24	0	24	0	24	0
	その他の色	13		13		13		13		13	
		13	0	13	0	13	0	13	0	13	0
紙類	飲料用紙パック	1		1		1		1		1	
	段ボール	12		12		12		12		12	
プラスチック	ペットボトル	14		14		14		14		14	
		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	その他プラスチック製容器包装	187		201		200		214		214	
		187	0	201	0	200	0	214	0	214	0
		(うち白色トレイ)									
計		295		309		308		322		322	

※枠内下段 左側：指定法人引渡量 右側：独自処理量

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定基準適合物等及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みを算定するに当たり、リサイクルプラザの稼働から直近年度(令和3年度)までの搬入実績の推移を基本に、人口推移、リサイクル施策の推進による収集量の推移、容器包装における社会状況の変化等を考慮し算定した。

10. 分別収集を実施するものに関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

収集・運搬業務は構成各市町の責務で実施し、中間処理施設である八女西部リサイクルプラザ等へ搬入を行う。

分別収集については、現行の体制の活用及び拡充を図り、実施する。

分別収集の実施主体

容 器 包 装 廃 棄 物 の 種 類		収集に係る 分別の区分	収 集 運 搬	選別保管 等 段 階
缶	スチール缶	缶類	構成各市町による定期回収	八女西部広域事務組合
	アルミ缶			
びん	無 色	びん類	構成各市町による定期回収	
	茶 色			
	その他			
紙類	飲料用紙パック	飲料用紙パック	構成各市町による定期回収	
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	構成各市町による定期回収	
	トレイ	トレイ	八女市・広川町による定期回収	
	その他プラスチ ック製容器包装	その他プラスチ ック製容器包装	筑後市・大川市・大木町による 定期回収	(株)YKクリ ーン（大 木町）

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

中間処理施設である八女西部リサイクルプラザにおいて、容器包装廃棄物の受入れを行う。

缶類は選別・圧縮・保管、びん類は選別・保管、ペットボトルは圧縮・梱包・保管、飲料用紙パック、段ボール及びトレイは保管を行う。

なお、筑後市、大川市、大木町が分別収集する容器包装プラスチックについては、(株)YKクリーン(大木町)で分別基準適合物を選別し、圧縮保管を行う。

分別収集の用に供する施設計画

分別する容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール缶	缶 類	コンテナ等	パ ッ カ ー 車 平ボディ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管)
	アルミ缶				
びん	無色	び ん 類	専用コンテナ	平ボディ車	リサイクルプラザ (選別・保管) ※カレットは3色に選別 後、色別保管
	茶色				
	その他				
紙類	飲料用紙パック	飲料用紙パック	—	パ ッ カ ー 車 平ボディ車	リサイクルプラザ (保管)
	段ボール	段 ボ ール			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	コンテナ・網袋	パ ッ カ ー 車 平ボディ車	リサイクルプラザ (圧縮・梱包・保管)
	トレイ	ト レ イ	ポリ袋	平ボディ車	リサイクルプラザ (保管)
	その他プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	指定ポリ袋	パ ッ カ ー 車	(株)YKクリーン (選別・圧縮・保管)

分別収集に必要な施設計画(その1)

【排出段階】

施設の種類	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様(形状、形式、 能力、数量等)	管理 主体等	備 考
1. 排出容器 ①箱型コンテナ	a 缶類	(仕様) 材質:ポリプロピレン等 容量:構成各市町で異なる	市 町	構成各市町において は、平成8～9年度に 分別収集開始
	b びん類	(仕様) 材質:ポリプロピレン 容量:56.1ℓ 有効内寸:528×328×300mm	市 町	
②コンテナ・網袋	c ペットボトル	(仕様) 材質:ポリプロピレン等 容量:構成各市町で異なる	市 町	大木町は平成10年4 月より分別収集開 始、その他構成市町 は平成12年4月に 分別収集開始
③ポリ袋	d トレイ	(仕様) 材質:透明ポリエチレン 容量:1.0 m ³ , 0.7 m ³ 有効寸法:1,500×1,200 mm 又は 1,200×1,000 mm	市 町	
④その他	e 飲料用紙パック	—	市 町	大木町は平成10年4 月、その他構成市町 は平成12年4月に 分別収集開始
	f 段ボール			
⑤指定容器	g その他プ ラスチック製 容器包装	(仕様) 材質:半透明ポリエチレン 容量:0.6 m ³ , 0.3 m ³ 有効寸法:820×750mm 又は 700×500mm	筑 後 市	筑後市において平成 24年度から分別収集 開始
		(仕様) 材質:半透明ポリエチレン 容量:0.5 m ³ , 0.35 m ³ 有効寸法:650×850mm 又は 600×710mm	大 木 町	大木町において平成 25年度から分別収集 開始

【排出段階】

施設の種類	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様(形状、形式、 能力、数量等)	管理 主体等	備 考
⑤指定容器	g その他プラスチック製 容器包装	(仕様) 材質:ポリエチレン(青) 容量:1m ³ 有効寸法:950×950× 1000mm	大 川 市	大川市において平成 26年度から分別収集 開始

2. 集積場所	a～f	資源ごみステーションを利用	市 町	環境指導員が 排出の指導
	g	燃やすごみステーションを利用	筑 後 市	環境美化巡視員が 巡回
			大 木 町	廃棄物減量等推進 員が巡回
	g	地域のリサイクルステーショ ン及び市清掃センター内セ ントラルステーション	大 川 市	地域のリサイクルステ ーション:環境美化 推進印が排出の指 導 市セントラルステーシ ョン:環境課職員が 排出の指導

分別収集に必要な施設計画（その2）

【運搬段階】

対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	収集車両	管理主体等	備考
缶 類 び ん 類 飲料用紙パック 段ボール ペットボトル ト レ イ	平ボディー車又はパッカー車 平ボディー車 平ボディー車又はパッカー車 平ボディー車又はパッカー車 平ボディー車又はパッカー車 平ボディー車	市・町	回収車毎に収集地区を定め、品目毎に個別収集
その他プラスチック製容器包装	パッカー車	筑後市	回収車毎に収集地区を定め、ステーション収集
		大木町	ルート収集
	2tダンプクレーン車	大川市	ステーション収集

分別収集に必要な施設計画(その3)

【中間処理段階】

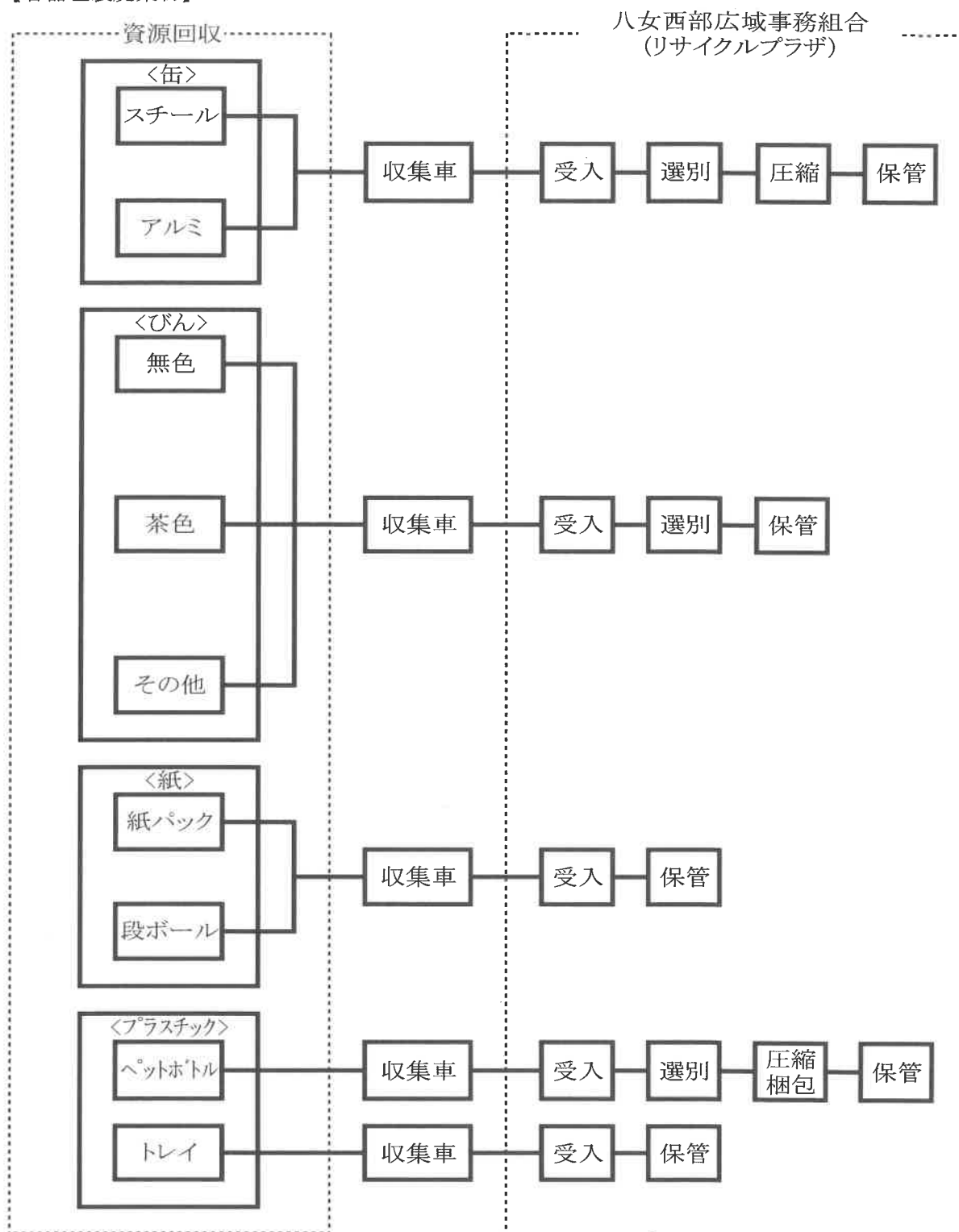
施 設 の 種 類	対 象 と す る 容 器包装廃棄物 等の種類量等	施 設 等 の 仕 様 (形状、形式、能力、数量等)	管理主 体 等	備 考
1. 再生施設 廃棄物再生利用施設 (八女西部リサイクルプラザ) ①選別・圧縮設備 (リサイクルプラザ工場棟)	缶 類 (スチール、アルミ缶 選別)	平成 12 年から供用開始 (仕様) 主要機器: 受入ホッパ 供給コンベヤ スチール選別機 アルミ選別機 アルミ缶プレス機 能 力: 6.4t/5h	八 女 西 部 広 域 事 務 組 合	平 成 1 2 年 4 月 稼 動
	ペットボトル	主要機器: 受入ホッパ 供給コンベヤ ペットボトル圧縮・梱包機 能 力: 0.8t/5h		
②ストックヤード (リサイクルプラザ工場棟)	缶類 (スチール、アルミ缶 選別)	(仕様) 形状: 工場棟内ストックヤード 保管面積: スチール 32.6 m ² アルミ 26.0 m ²		
	びん類 (無色、茶色、その他) に選別)	形状: 工場棟内ストックヤード 保管面積: ○無色 70.7 m ² ○茶色 57.8 m ² ○その他 19.6 m ² 合計 179.7 m ²		
	ペットボトル	形状: 工場棟内ストックヤード 保管面積: 33.8 m ²		

③保管庫 (リサイクルプラザ保管庫棟)	ト レ イ 飲料用紙ハック 段 ホール	(仕様) 形状: ストック用保管倉庫 保管面積: 40.0 m² 形状: ストック用保管倉庫 保管面積: 20.0 m² 形状: ストック用保管倉庫 保管面積: 48.0 m²	八女西部広域事務組合	平成12年4月稼働
④選別・圧縮・梱包 廃棄物再生利用施設 (株YKクリーン)	その他プラスチック製容器包装	(仕様) 主要機器: 破袋機 手選別ライン 圧縮梱包機 破砕機 油化装置 能力: 4.8t/日	(株)YKクリーン	平成30年4月稼働

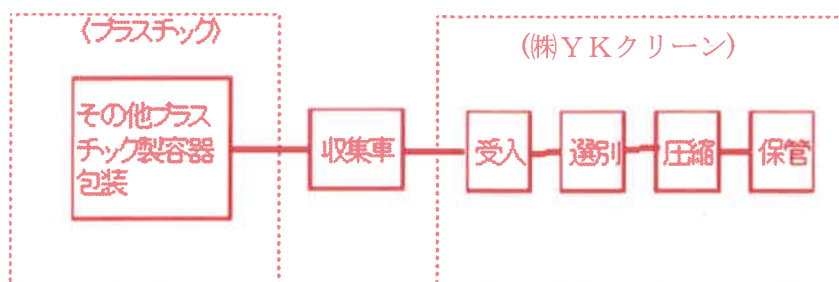
本組合におけるリサイクル体系

資源物回収に関する収集処理のフローは下図のとおりである。

【容器包装廃棄物】



(筑後市、大川市、大木町)



12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

分別収集計画が実効あるものとするため、構成各市町と連携し、次の取り組みを推進する。

- (1) 容器包装廃棄物が分別基準に従って適正に排出されるように、環境指導員と協力して啓発を行う。
- (2) リサイクルプラザの効率的な運用のため、資源ごみの搬入の調整や処理・ストック方法等について、随時検討を行う。
- (3) 再利用可能な古着・家具・自転車等の再生・展示・住民還元を実施し、排出者の3Rに対する意識を高める。
- (4) 自治会、住民団体等が実施する資源ごみ回収活動に対し、積極的に支援を行う。
- (5) 事業者による容器包装の自主的な回収と資源化を促進するための啓発を行う。
- (6) 事業者への資源回収ルートの構築を要請する。